



住民税非課税世帯は
医療費などを減額

老人保健

老人保健の医療受給者で住民税非課税世帯の人が入院した場合、一日の食事代が七百八十円から六百五十円に（九十日を越えた分については五百円）に減額され、一カ月の医療費も二万四千六百円が限度となります。

また、右の人でさらに高齢福祉年金を受給している人が入院した場合、一日の医療費が千二百円から五百円に、食事代が七百八十円から三百円に減額され、1カ月の医療費も一万五千円が限度となります。

これらの減額制度を受けるには、申請により認定証の交付を受けることが必要です。

必要な物 保険証 受給証

申請先 健康対策課（☎203193）

検察審査員に選ばれたらご協力を

交通事故、詐欺など被害にあつたのに、検察官がその事件を裁判にかけてくれない。どうも納得できない。このような人のために、検察官の行った処分が正しかったかどうかを審査する機関として「検察審査会」があります。

検察審査会の11人の審査員は、選挙権を持つている皆さんの中から抽選で選ばれることになっています。

審査員に選ばれたときには、市民の代表としてご協力をお願いします。

お問い合わせ先 鳥取検察審査会（鳥取地方裁判所内・☎222171）

けんこう講演会

とき 2月1日（金）午後2時～3時30分

ところ さざんか会館5階大会議室

テーマ 「ヘルスアップ作戦」
自分のできる生活習慣病予



【市・県民税】 給与支払報告書

平成13年中、従業員（平成14年1月1日現在で鳥取市に住所のある人）に給与の支払いをした会社や個人商店などの事業主は、1月31日（木）までに給与支払報告書を市民税課へ提出してください。（平成13年中に中途退職された人の給与支払報告書も提出してください。）

この給与支払報告書に基づいて、平成14年度の市・県民税額の計算、平成13年分所得証明書など各種証明書の発行を行います。提出が遅れると、納税通知書の発送が遅れたり、各種証明書の発行ができなくなります。

また、給与支払報告書の記載内容（氏名、生年月日、支払金額、控除内訳など）に誤りがあると、市・県民税額や各種証明書も誤ったものになります。内容に誤りがあった場合は再提出してください。

問い合わせ先 市民税課（☎203125）

防

講師 吉田泰之氏（鳥取県立中央病院循環器科医師）

問い合わせ先 健康対策課（☎203195）

使用済乾電池の収集

二月は使用済乾電池や蛍光灯の収集月です。他のごみと区別し、透明なポリ袋などに入れて二月一日（金）～七日（木）の小型破砕ごみ収集日にステーションに出してください。

問い合わせ先 環境課（☎203217）

児童手当について

児童手当は、義務教育就学前の児童を養育している人に支給されますが、出生・転入の際に請求手続きをしていない場合、受給資格があっても支給されません。すみやかに児童家庭課で手続きをしてください。（ただし、所得制限があります。公務員の人は、職場で手続きをしてください。）

問い合わせ先 児童家庭課（市役所第2庁舎2階・☎203179）